

入札参加者各位

監理課長

指名競争入札における無断欠席者の取扱いについて

平素は本市の発注業務にご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

近年、本市が実施する指名競争入札につきまして、事前に入札辞退の意思表示を行わず、無断欠席をする事例が少数ながら散見されます。

無断欠席については、美祢市建設工事等指名競争入札実施要領の第 24 条、または美祢市物品購入等指名競争入札実施要領の第 22 条に該当しますので、やむを得ず欠席される場合には、必ず入札執行前までに「入札辞退届」の提出をお願いします。

今後とも適正かつ円滑な入札の執行にご協力いただきますようお願いいたします。

記

美祢市建設工事等指名競争入札実施要領（抜粋）

（入札の失格）

第 24 条 次の各号のいずれかに該当する入札は、失格とする。

- (1) 第 1 回目の入札において入札書に辞退の意思表示をしたとき。
- (2) 入札を無断で欠席したとき。
- (3) 入札において虚偽又は不正の行為があったとき。

2 前項の規定により入札が失格になった者で入札執行者が必要と認める場合は、一定期間の指名を行わないものとする。

美祢市物品購入等指名競争入札実施要領（抜粋）

（入札の失格）

第 22 条 次の各号のいずれかに該当する入札は、失格とする。

- (1) 第 1 回目の入札において入札書に辞退の意思表示をしたとき。
- (2) 入札を無断で欠席したとき。
- (3) 入札において虚偽又は不正の行為があったとき。

2 前項の規定により入札が失格になった者で入札執行者が必要と認める場合は、一定期間の指名を行わないものとする。

〒759-2292

山口県美祢市大嶺町東分 326-1

美祢市総務部監理課

電話 0837-52-1119

FAX 0837-52-3333